

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和6年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び予定充当先は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	71,310千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	883,809千円

(単位：千円)

区分		令和6年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A－B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	374,811	43,045	331,766	71,662	93,247	3,528	163,329	13,178
	老人福祉費	396,539	4,690	391,849	4,459	61,984	4,110	321,296	25,924
	児童福祉費	474,813	67,492	407,321	96,558	136,527	5,364	168,872	13,625
衛生費	保健衛生費	354,616	84,583	270,033	1,384	18,954	19,383	230,312	18,583
合 計		1,600,779	199,810	1,400,969	174,063	310,712	32,385	883,809	71,310

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による
※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分